

11 日知理第 33 号

2011 年 9 月 2 日

台湾 経済部長 施 顔祥 殿

日本知的財産協会

理事長 河本 健二

台湾専利法改正案に関する要望書

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938 年に日本において設立された知的財産に関する民間のユーザー団体で、台湾への専利出願も多数行っている日本の主要企業約 900 社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に適宜提出しております。

私ども日本知的財産協会は、台湾政府が専利法の改正に向けて、2006 年に改正草案を経済部智慧財産局が一般に公開してから現在に至るまで、貴重な時間、人材を投入されていることに対し、感謝申し上げます。特に、経済部智慧財産局がインターネット上に改正案を公表して広く意見を募集するとともに、数多くの公聴会開催などを通じ、公正で透明性の高い手続きを経て改正案が作成されたことに深い敬意を表します。

一方、立法院において審議されている専利法改正案（院臺経字第 0980098287 号）が本年 4 月 6 日に経済委員会の審査を通過した後、その後の審議に進展が見られないことに加え、本改正案は本年中に立法院で可決されなければ廃案になることに我々は深い懸念を持っております。

今回の専利法改正案は、新規性喪失例外事由への刊行物発表の追加（改正案第 22 条第 3 項第 2 款、同第 124 条第 3 項第 1 款）、外国語明細書による出願制度の維持（同第 25 条第 3 項）、初審許可査定後の分割出願の認容（同第 34 条第 2 項第 2 款）、部分意匠制度の新設（改正案第 123 条第 1 項）など、ユーザーの利便性、国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションの観点からこれまで私どもが経済部智慧財産局などをお願いしてきた多数の要望を反映していただいたものであり、我々は今回の改正が、専利権のより適切な保護・活用を通じて、台湾企業、外国企業を含む台湾ユーザー全体、ひいては台湾経済に大きな利益をもたらすものと確信しております。

私ども日本知的財産協会は、上述の観点から専利法改正案の一日も早い成立を強く待ち望んでおり、つきましては、立法院の今会期での法案成立向け一層のご尽力をお願いいたします。

敬具

お問い合わせ先：  
日本知的財産協会  
事務局長 土井 英男  
TEL：81-3-5201-3432  
FAX：81-3-5205-3391  
Email：doi@jipa.or.jp